様式第１号（告示第４の１関係）

年月日

外国人起業活動管理支援計画認定申請書

経済産業大臣　殿

所在地

商号又は名称

法人番号

代表者の氏名

外国人起業活動促進事業に関する告示（以下「告示」という。）第４の１の規定に基づき、外国人起業活動管理支援計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、外国人起業活動管理支援計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

（記載要領）

１　所在地

外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体でない場合に限り、記載する。

２　商号又は名称

外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体でない場合に限り、記載する。

３　法人番号

外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体でない場合に限り、記載する。

４　代表者の氏名

外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

様式第１号　別紙

外国人起業活動管理支援計画

第１　外国人起業活動促進事業において促進する起業準備活動によって起業を目指す事業の対象分野に関する事項

第２　外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する事項（告示第５の２に掲げられている事項その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項）

１　起業準備活動に関する相談に応じるための体制

　　　***別紙１***

２　起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるための適切な措置

　　***別紙１***

３　起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるための適切な措置

　　　***別紙１***

４　その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項

　　　***別紙１***

【添付書類①】管理・支援の体制・内容が確認できる書類

【添付資料②】（必要に応じて）その他、外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する内容が、告示第３に規定する趣旨に合致すると判断するために必要と認められる書類

第３　特定外国人起業家の選定手続等に関する事項

１　特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家から提出された起業準備活動計画が告示第５の６に定める要件を満たしていることを確認する方法

　（１）告示第５の４の確認の申請時

　　　　　***別紙２***

　（２）告示第５の５の確認の申請時

　　　　　***別紙２***

２　特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対して起業準備活動計画確認証明書（告示第５の５の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付する手続

　　　　　***別紙２***

第４　告示第９の１に規定する経済産業大臣の監査、告示第９の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、告示第９の４に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項

*当団体は、以下の（１）から（３）について適切に対応することを宣誓する。*

*（１）告示第９の１に規定する経済産業大臣の監査*

*（２）告示第９の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置*

*（３）告示第９の４に規定する経済産業大臣による必要な指示*

第５　外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）に関する基本的事項

１　主たる営業所又は事務所の所在地

２　商号又は名称

３　法人番号

４　代表者の氏名

【添付書類①】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の会社概要資料

【添付書類②】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の登記事項証明書

【添付書類③】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の定款

【添付書類④】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の役員一覧及び略歴

【添付書類⑤】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の暴力団排除に関する誓約書

　　　　　　　***別紙３***

第６　外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）の財務・経営状況に関する事項

【添付書類①】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の財務・経営状況の健全性に関する
誓約書

　　　　　　　***別紙４***

様式第１号　別紙１（第２関係）

第２　外国人起業活動促進事業における管理・支援体制に関する事項

１　起業準備活動に関する相談に応じるための体制

２　起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるための適切な措置

様式第１号　別紙１（第２関係）

３　起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるための適切な措置

|  |
| --- |
|  |

４　その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項

|  |
| --- |
|  |

様式第１号　別紙２（第３関係）

第３　特定外国人起業家の選定手続等に関する事項

１　特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家から提出された起業準備活動計画が告示第５の６に定める要件を満たしていることを確認する方法

（１）告示第５の４の確認の申請時

（２）告示第５の５の確認の申請時

２　特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対して起業準備活動計画確認証明書（告示第５の５の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付する手続

様式第１号　別紙３（第５関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和　　年　　月　　日

経済産業省

イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課　宛

会社所在地

会社名

法人番号

役職・代表者の氏名　　印

私（当社）は、次の１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　外国人起業促進実施団体として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　外国人起業促進実施団体として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて特定外国人起業家等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

（以上）

様式第１号　別紙４（第６関係）

財務・経営状況に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

経済産業省

イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課　宛

会社所在地

会社名

法人番号

役職・代表者の氏名　　印

私（当社）は下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　現在、私（当社）は次のいずれにも該当することを確約します。

（１）財務・経営状況の健全性が確保されていること。

（２）次の申立てがなされていない者であること。

①破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て

③民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て

（３）重大な法令違反がないこと。

２　告示第５の認定を受けた後、上記１の記載事項に該当しなくなった場合は、速やかに経済産業省に報告します。

（以上）